

指定活用団体による申請手続等に関するガイドライン

令和6年4月1日

内閣府政策統括官（共生・共助担当）決定

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）（以下「法」という。）に基づく指定活用団体が行う認可申請手続等については、法及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律に基づく指定活用団体に関する内閣府令（平成30年内閣府令32号）に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

1. 名称又は住所等の変更の届出

指定活用団体は、法第20条第3項の規定による届出をしようとするときは、様式第一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2. 民間公益活動促進業務規程の認可の申請

(1) 指定活用団体は、法第23条第1項前段の規定により、民間公益活動促進業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に当該認可に係る民間公益活動促進業務規程を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

(2) 指定活用団体は、法第23条第1項後段の規定により民間公益活動促進業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に当該変更の明細を記載した書面を添えて内閣総理大臣に提出しなければならない。

3. 役員を選任等の認可の申請

指定活用団体は、法第24条第1項の規定による役員を選任又は解任の認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 役員を選任又は解任に係る理事会及び評議員会の議事録

二 選任の場合にあつては、次に掲げる書類

イ 選任された者の氏名、住所、履歴及び選任の理由を記載した書類並びにその就任の承諾を証する書類

ロ 選任された者が、法第20条第1項第6号イ及びロに該当する者でない旨を誓約する書類

三 解任の場合にあつては、解任された者の氏名及び解任の理由を記載した書類

4. 業務の休廃止

指定活用団体は、法第32条第1項の規定による許可を受けようとするときは、様式第五による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

5. 立入検査

法第44条第1項の規定による指定活用団体に対する立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第六によるものとする。

以上

様式第一

指定活用団体名称等変更届出書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

届出者の住所
届出者の名称
代表者の氏名

- (1) 指定活用団体の名称又は住所
(2) 民間公益活動促進業務を行う事務所の所在地
を変更するので、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第20条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

2. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第二

民間公益活動促進業務規程認可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

民間公益活動促進業務規程について認可を受けたいので、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第23条第1項前段の規定により、別添のとおり申請します。

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第三

民間公益活動促進業務規程変更認可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

民間公益活動促進業務規程の変更について認可を受けたいので、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第23条第1項後段の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更の理由

(備考)

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第四

役員選任（解任）認可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

指定活用団体の役員を選任（解任）について認可を受けたいので、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第24条第1項の規定により、別添のとおり申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

様式第五

指定活用団体業務休廃止許可申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

申請者の住所
申請者の名称
代表者の氏名

民間公益活動促進業務の一部（全部）の休止（廃止）について許可を受けたいので、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第32条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 休止（廃止）しようとする民間公益活動促進業務の範囲
2. 休止（廃止）しようとする年月日
3. 休止しようとする場合にあっては、その期間
4. 休止（廃止）の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

表 面

第

号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する
法律の規定による立入検査をする職員の身分証明書

写

真

印
又は
刻印

所属部局
官 職
氏 名

年 月 日生
年 月 日交付

発行者名

裏 面

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（抄）

第四十四条 行政庁は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、その職員に金融機関等（金融機関代理業者を含む。第六項において同じ。）若しくは指定活用団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 行政庁は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に同項の金融機関等の子会社若しくは当該金融機関等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該金融機関等に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の場合において、これらの項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査について準用する。

6 行政庁は、必要があると認めるときは、機構に、第一項（金融機関等に係るものに限る。）又は第二項の規定による立入り、質問又は検査（第二章第一節の規定による手続及び支払等業務の委託又は再委託が適正に行われていることを調査するために行うものに限る。）を行わせることができる。この場合において、機構は、その職員に当該立入り、質問又は検査を行わせるものとする。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定による立入り、質問又は検査について準用する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一・二（略）

三 第四十三条第一項（指定活用団体に係る部分に限る。）の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

四 第四十四条第一項（指定活用団体に係る部分に限る。）の規定による同項の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者